

令和 8 年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る新宮高等学校における公設民営塾管理運営業務委託 仕様書

1. 名称

令和 8 年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る新宮高等学校における公設民営塾管理運営業務

2. 目的

和歌山県立新宮高等学校（以下、「学校」という。）の生徒を対象として公設民営塾を運営し、民間事業者が有する専門的な知見、指導力、人的資源及び学習支援に関するノウハウ等を活用することにより、N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想における理数系人材の育成や、部活動や地域活動と学業を両立させながら、国公立大学や難関私立大学を目指すことができる学習環境を提供する。

また、学校と受託者が密接に連携し、学校における学習指導及び進路指導等とのつながりを意識した支援を行うことにより、生徒が主体的かつ継続的に学習に取り組み、自らの進路実現に向けて学びを深めることができる環境の構築を図る。

なお、本業務に係る委託期間は、公設民営塾が本格開校し通年運用を開始する令和 9 年度に向けた実証を行うプレ開校期と位置づけ、体験会や実際の指導運用を通じて生徒、保護者、教職員等の潜在的ニーズを的確に把握、分析し、地域及び学校の実情に即した最適なカリキュラム、指導体制、サービス内容の検証、構築を行うことを主な目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 見積限度額

金 12,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 委託内容

受託者は、学校が同校新宮校舎（和歌山県新宮市神倉 3 丁目 2-39）内に無償で供与するスペースにおいて、以下の要件を満たす公設民営塾の管理運営を行う。

（1）対象生徒

- ・学校に在籍する生徒とし、3 年生から優先的に登録を行うこと。
- ・受講生徒数は 60 名程度を想定規模とすること。
- ・推薦入試、総合型選抜、一般入試等で合格が確定し、進路が決定したこと等により卒退塾した場合は、受講枠の空き状況に応じて入塾待ちとなっている生徒を順次繰り上げて受け入れる体制を整えること。
- ・受講申込受付、利用可否の決定、利用制限、入塾待ち生徒名簿の管理等については、学校と協議の上で決定、運用すること。
- ・公設民営であることを念頭に置いて公平な運営を行うこととし、特定の個人等に有利あるいは不利となる運営を行わないよう配慮すること。

（2）開講時間

- ・原則として、平日は午後 3 時から午後 10 時、土曜日は午後 1 時から午後 8 時とし、1 コマあたり 90 分とすること。
- ・その他、生徒の必要等に応じて開講時間を追加又は変更することができること。
- ・原則として、日曜日及び祝日は開講しないこと。

（3）経費負担

- ・生徒及び保護者からは受講料を徴しないこと。
- ・生徒個人が所有する教材に係る費用は生徒又は保護者の負担とすること。
- ・運営に必要な設備の整備に係る費用は、原則として学校が負担すること。ただし、受託者

の管理上の瑕疵による施設、物品等の損傷については、学校及び県教育委員会へ報告のうえ、受託者の負担により補修を行うものとする。

- ・学校が整備した備品の経年劣化等による修繕又は更新に係る費用は、原則として学校が負担すること。ただし、受託者の責任による施設、物品等の滅失又は毀損については、学校及び県教育委員会へ報告のうえ、受託者の負担により補充を行うものとする。
- ・スペース内に係る光熱水費は、学校の負担とすること。
- ・効率的かつ効果的な運営を行い、施設の効用を最大限に発揮する他、経費の削減に努めること。

(4) 指導体制

- ・適切な指導力と生徒対応力を備えた指導スタッフを原則として現地へ2名以上派遣すること。
- ・学校の教育活動と密接に関係するという業務の性質を踏まえ、学校との連携を密に行うこと。
- ・委託期間中の利用動向や生徒のニーズ等に合わせ、必要に応じ適宜配置調整を行うこと。

(5) 指導内容

- ・生徒への個別カウンセリングを基に、一人一人に応じた学習計画及びカリキュラムを作成し、指導を行うこと。
- ・映像授業と個別指導を併用して効果的な学習指導を実施すること。
- ・個別指導に関しては1月あたり土曜日を含む概ね5ないし6日を開講日とし、現地校内において対面授業を実施する。
- ・開講日は、学校との協議により決定すること。
- ・開講日は対面指導を原則とすること。ただし、オンライン指導により補完することも可とする。
- ・生徒の学習意欲の高揚、学習の習慣化等を図るため、コミュニケーション、相談対応、必要な助言等を行うこと。
- ・生徒の学習状況や理解度に応じて適切な指導・伴走を行うこと。
- ・受講者に対し、国公立大学や難関私立大学等への進路実現に向け、進学や入試に関する情報を提供しサポートを行うこと。
- ・体育、芸術等の実技を除く受験科目に対応することとし、数学、理科、情報はもとより、国語、地歴公民、外国語からも受講科目を選択できるようにすること。

(6) 受講者の安全確保

- ・受講者の安全確保を最優先とし、事故防止を図ること。
- ・施設内及び備品類の清掃、維持管理、整理整頓を定期的に行い、常に清潔に保つこと。
- ・入退室時に保護者へ通知が届くシステム等、保護者が受講者の状況を把握できるしくみを構築すること。
- ・災害、事故の発生時に備え、緊急時の対応マニュアルの作成、職員研修、訓練等を実施すること。
- ・災害、事故が発生した時は、避難誘導、被害拡大防止を迅速かつ適切に行うとともに、学校や県教育委員会等の関係機関へ連絡調整を行うこと。
- ・重大な事故が発生した場合には、学校及び県教育委員会へすみやかに報告すること。

(7) 周知広報及び利用促進

- ・学校の生徒及び保護者に向けて、体験会やプレ開校に係る案内チラシ、募集要項、利用案内等の広報資料を作成し、学校教職員を通じて配付すること。
- ・委託期間中の受講生徒の状況や学習成果について、学校の生徒及び保護者全体に分かりやすく発信し、利用者の掘り起こしを図り利用率向上につなげること。

(8) 事業の評価

- ・生徒、保護者等を対象に、受講満足度、学習習慣の変化、進路ニーズ等に関する多角的なアンケート及びヒアリング調査を実施し、その結果を分析し、運営の改善につなげること。
- ・委託期間終了後には、以下の内容を含む総合的な事業報告書及び次年度提案書を取りまとめること。

① プレ開校期間中の運営実績及び学習データ

- ② 令和９年度本格開校時に最も学習効果を高めるための「最適運用モデル案」（推奨カリキュラム、年間スケジュール、指導体制、指導教材、学習システムの運用手法、学校と地域との連携計画等）

6. 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、業務実施にあたって別紙１「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務実施に際して個人情報を取り扱う場合には、別紙２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7. 実績報告

受託者は、毎月の利用登録者数、延べ利用者数、受講科目、利用時間帯等の利用実績を記載した月次報告書を作成し、学校へ提出するものとする。また、業務完了後はすみやかに、業務名、業務内容、業務成果、契約期間、契約金額、業務実績等をまとめた実績報告書に、業務委託費収入支出明細及び上記５．（８）で作成した総合的な事業報告書及び次年度提案書を添付したものを、和歌山県教育庁県立学校教育課あてに提出するものとする。

8. その他

(1) 権利の所在

事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として委託者に帰属する。

(2) 経理処理

受託者は、他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行った上で、会計帳簿等を事業終了後５年間保管するものとし、委託者からの開示要請があったときは迅速に対応するものとする。

(3) 再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることをしてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と考えられる業務については、委託者と協議の上業務の一部を再委託することができる。

(4) 疑義事項等の処理

本仕様書に対する疑義又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

(別紙 1)

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定)

第 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業者に従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

2 仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

3 前 2 項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 3 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 4 甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 5 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第 6 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第 7 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の複写又は複製)

第 8 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

(情報へのアクセス)

第 9 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

(作業員の資格)

第 10 乙は、本委託業務を実施する作業者に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 11 乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(事故報告)

第 12 乙は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(事故の公表)

第 13 甲は、本委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

(個人情報の保護)

第 14 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

4 前項の規定は、第 5 の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(サービスレベル)

第 15 乙は、本委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

(従業員に対する教育)

第 16 乙は、本委託業務の遂行に当たって、本委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(情報システムの運用に関する文書)

第 17 乙は、本委託業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

(納品物のウィルス検査)

第 18 乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

(監査及び検査)

第 19 甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(著作権の譲渡)

第 20 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下、「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(情報資産の返還、廃棄等)

第 21 乙は、本委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

(損害賠償等)

第 22 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(別紙 2)

個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第 6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第 7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏

えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。